提供日　2021/12/20
タイトル　静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正に対する県民意見提出手続の実施
担当　くらし・環境部　環境局　生活環境課
TEL　大気水質班　054-221-2253

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正に対する県民意見提出手続を実施します。

1　意見提出の対象
静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正

2　閲覧方法
インターネットで閲覧
静岡県ホームページ
http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu
（ホーム→県政情報→行政改革・情報公開→静岡県の情報公開→県民意見提出手続）

3　募集期間
令和３年 12 月 21 日（火）～令和４年１月 18 日（火）

4　意見の提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出。
なお、意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記のこと。

5　意見提出先
（１）持参又は郵送の場合
〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県くらし・環境部環境局生活環境課（県庁西館６階）
（２）ファクシミリの場合
０５４－２２１－３６６５（生活環境課内）
（３）電子メールの場合
seikan@pref.shizuoka.lg.jp（生活環境課メール）

6　その他
いただいた意見に対する県の考え方は、県のホームページ等で公表させていただきます。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
電話等による口頭での御意見には対応しかねますので、御了承ください。